

主 文

被告人を罰金 200 万円に処する。

その罰金を完納することができないときは，金 1 万円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は，A 建設の屋号で建設業を営み，

- 第 1 奈良県が B 線地方道路交付金事業（工事番号第 C 号・第 D 号）施工のため実施する指名競争入札の指名を受けたものであるが，同入札の指名を受けた株式会社 E 1 代表取締役 e 1 ， E 2 建設代表者 e 2 ， 有限会社 E 3 取締役 e 3 ， E 4 建設代表者 e 4 ， E 5 建設代表者 e 5 ， 株式会社 E 6 代表取締役 e 6 ， E 7 興業代表者 e 7 ， 株式会社 E 8 取締役 e 8 ， E 9 建設代表者 e 9 ， E・ 土木代表者 e・ ， 株式会社 E・ 取締役 e・ ， E・ 建設代表者 e・ ， 株式会社 E・ 代表取締役 e・ - 1 ， 同社代理人 e・ - 2 ， E・ 組代表者 e・ - 1 ， 同組代理人 e・ - 2 ， E・ 組代表者 e・ - 1 ， 同組代理人 e・ - 2 ， E・ 建設代表者 e・ 及び有限会社 E・ 代表取締役 e・ らと共謀の上，入札の公正な価格を害する目的をもって，平成 18 年 8 月 10 日，奈良市 F 町 G 丁目 H 番地所在の奈良建設業会において，当選業者を 1 業者とするくじ引きを行い，くじに当選した上記 e 2 が公示された予定価格に近い価格である 1820 万円で入札し，同人以外の入札者は同価格を超える価格で入札する旨の協定をし，
- 第 2 奈良県が B 線地方道路交付金事業（工事番号第 I 号）施工のため実施する指名競争入札の指名を受けたものであるが，同入札の指名を受けた上記 e 1 らと共謀の上，入札の公正な価格を害する目的をもって，平成 18 年 9 月 12 日，奈良市 J 町 K 丁目 L 番地所在の奈良県土木事務所敷地内において，当選業者を 1 業者とするくじ引きを行い，くじに当選した被告人が公示された予定価格に近い価格である 1340 万円で入札し，被告人以外の入札者は同価格を超える価格

で入札する旨の協定をし、

第3 奈良市が第M号市営住宅建替工事（N工区）施工のため実施する制限付一般競争入札に参加申請していたものであるが、同入札に参加申請していた株式会社O1代表取締役o1、株式会社O2代表取締役o2、O3建設代表者o3、O4株式会社代表取締役o4、株式会社O5代表取締役o5、株式会社O6代表取締役o6、株式会社O7代表取締役o7、O8株式会社代表取締役o8、O9建設代表者o9、O・建設専務o・、O・株式会社代表取締役o・、株式会社O・代表取締役o・及び有限会社O・取締役o・らと共謀の上、入札の公正な価格を害する目的をもって、平成18年9月12日、奈良市P丁目Q番R号所在の奈良市庁西棟1階入札控室において、当選業者を3業者とするくじ引きを行い、くじに当選した3業者が公示された予定価格に近い価格である2900万円の入札し、同3業者以外の入札者は同価格を超える価格で入札する旨の協定をし、

もって談合したものである。

（証拠の標目）

（記載省略）

（法令の適用）

被告人の判示各所為はそれぞれ刑法60条、96条の3第2項に該当するところ、判示各罪について所定刑中それぞれ罰金刑を選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法48条2項により各罪所定の罰金の多額を合計した金額の範囲内で被告人を罰金200万円に処し、その罰金を完納することができないときは、同法18条により金1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置することとする。

（量刑の理由）

本件は、判示のとおり、被告人が各共犯者らと共謀して3度にわたり談合をしたという事案である。

そもそも、談合は、公共工事等の価格の適正を害し、納税者たる県民や市民の利益を著しく損なう犯罪であるところ、本件は、常習性や組織性が顕著で、談合発覚を防ぐための巧妙かつ周到な手口を用いた、相当に悪質な事案である。したがって、被告人の刑事責任は到底軽視されるものではなく、被告人に対し安易に寛刑をもって臨むべきでないことは明らかである。

そして検察官は、「本件事案を罰金で処分すれば、結局悪いことをしても、談合で得た利益の範囲で支払うことのできる罰金額で許してもらえとの意識が定着する」、「本件のような、常習的で手口も巧妙で、未だに不正な利益を保持し続ける悪質な事案については、刑務所に行かなければならないとの認識を徹底させる必要がある」などとして、被告人を懲役刑に処すべきである旨主張する。

もっとも、本件につきいかなる刑種の選択が相当であるかは、共犯者間の刑の均衡という見地から、なお慎重な検討が必要である。そして、証拠（被告人質問）によれば、本件の共犯者の大半が、罰金 100 万円の略式命令を受けたか、あるいは公訴提起すら受けていないことが認められる上、本件につき懲役刑を受けた共犯者がいることをうかがわせる証拠はない。そうすると、共犯者につき略式命令請求等の処分をした検察官は、本件談合の悪質性等を考慮してもなお、原則として罰金刑による処断で足りると判断していたものと認められる。このような共犯者に対する処分の状況等にかんがみると、被告人につき懲役刑による処断を相当と解するためには、それ相応の特段の事情が認められる必要があるというべきである。

この点について、検察官は、「奈良県（判示第 1，第 2），奈良市（同第 3）発注の公共工事それぞれにまたがって談合を敢行したのは、数多い共犯者の中では被告人のみであり、他を突出した悪質性がある」などと主張する。しかしながら、本件に関わった業者のなかには、奈良県と奈良市の入札業者を兼ねているものが少なくない上、本件が、奈良県及び奈良市の入札業者の間で常習的に行われてきた数多くの談合のうち、今回たまたま摘発を受けた 3 件であったことに照らすと、本件談合の社会的実態からみる限り、被告人の刑事責任と共犯者のそれとの間に、異なる

刑種の選択を正当化するに足る重大な差異があるとは考えられない。加えて、各談合の仕切役は他の共犯者であって、被告人が各談合につき共犯者に比べ突出して重要な役割を担ったという事情はうかがわれないこと、確かに、検察官が指摘するとおり、被告人が判示第2で当該工事を落札して利益を取得したという事情は認められるものの、このような事情は、くじに当たったという偶然によって生じたものである上、判示第1、第3において工事を落札した共犯者にも認められることであって、さらに、被告人は、落札金額から1割を控除した金額しか受け取らない旨を公判廷で誓っており、その限度で本件の被害が回復される見込みであることなどの事情に照らすと、被告人が利益を取得したという前記事情を、量刑判断上ことさらに重視するのは相当とはいえないこと、被告人が、捜査段階の当初から本件を一貫して認め、反省の態度を示していること、被告人が、奈良県及び奈良市からそれぞれ2年間の指名停止処分を受けるといった、それなりの社会的制裁を受けていること、被告人に前科前歴のないこと、被告人が懲役刑に処せられた場合、執行猶予付きであったとしても、建設業の許可を失ってしまうことなどの事情を併せ考えると、被告人を懲役刑に処するのを相当とする特段の事情はないというほかない。懲役刑を科すべきであるとの検察官の意見は、共犯者間の刑の均衡を著しく欠くものといわざるを得ず、これを採用することはできない。

ただし、先に述べた本件談合の悪質性に加え、本件各犯行の全部に関与したのが被告人のみであることなどの事情を併せると、被告人に対しては比較的多額の罰金刑をもって臨むべきである。

そこで、当裁判所は、以上の事情を総合考慮し、被告人を罰金200万円に処するのを相当と判断した次第である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役1年6月)

平成19年2月26日

奈良地方裁判所刑事部

裁判官 松 井 修